

碧南市介護保険条例の抜粋

(介護保険運営協議会の設置)

第12条 介護保険に関する施策の企画立案及び法第9条各号のいずれかに該当する者（以下「被保険者」という。）の意見を反映しながら円滑かつ適切に実施するため、地方自治法第138条の4第3項に規定に基づき碧南市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議会の所掌事務)

第13条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について必要な調査及び審議をする。

- (1) 法第117条第1項の規定による介護保険事業計画の策定又は変更に関すること。
- (2) 老人福祉法第20条の8第1項の規定による老人福祉計画の策定又は変更に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市の介護保険及び老人福祉に関する施策の実施状況の調査その他介護保険及び老人福祉の施策に関すること。

(協議会の委員)

第14条 協議会の委員は、22人以内で組織する。

- 2 協議会の委員の任期は、3年とする。ただし、協議会の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 協議会の委員は、再任されることができる。

(協議会の会長及び副会長)

第15条 協議会に、会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は市長が任命し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第16条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(協議会の委員の報酬及び費用弁償)

第17条 協議会の委員の報酬その他職務を行うために要する費用の弁償については、別に条例で定める。